

# エルデホール催物のご案内

3月の催し ● 3月16日(金) ● チケット好評発売中!

## 沖縄三線 & 津軽三味線「六弦の世界」



出演 / 新良幸人(あらゆきと)...沖縄三線  
高橋竹童(たかはしちくどう)...津軽三味線  
サンデー...鳴物

開演 / 19:00(開場18:30)

入場料 / 大人 2,000円 高校生以下 1,000円  
(当日各500円増)【全席自由】

南北日本の伝統楽器の豪華共演! 沖縄三線と津軽三味線の六つの弦が奏でる六弦・無限の世界をお楽しみください!

3月の催し ● 3月21日(水・祝) ● チケット好評発売中!

## エルデスプリングコンサート「館野泉ピアノリサイタル」



出演 / 館野泉(たてのいずみ)...ピアノ  
平原あゆみ...ピアノ共演

開演 / 14:00(開場13:30)

入場料 / 大人 3,500円 高校生以下 1,500円  
大人と高校生以下のペア 4,500円  
(当日各500円増)【全席自由】

“左手のピアニスト”として有名な館野さんが来館! 世界各国で3000回以上のコンサートを行ってきた館野さんは、2002年脳溢血で倒れ右半身不随となります。右手が使えない絶望の中、2年半に及ぶ苦闘の日々を不屈の精神でのりきり、ついに“左手だけによる演奏会”で復帰を果たしました。左手だけで弾いているとは思えない、命の水脈をたどるような演奏はきっと心に残るものになるでしょう!

## 募集のお知らせ

3月の催し ● 3月18日(日)

## スタインウェイピアノ演奏会「ピアノが来た日~第15章~」



ピアノ独奏・連弾はもちろん、他の楽器とのアンサンブルやピアノ伴奏による独唱・重唱も大歓迎。あなたもエルデホールのステージに立ってみませんか?

出演 / 一般応募先着50名(組)の皆様

入場・出演料 / 無料(ただし出演者には3月21日(水・祝)エルデスプリングコンサート「館野泉ピアノリサイタル」のチケットをご購入いただきます)

募集期間 / 2月11日(日)必着

ただし全体で先着50名(組)様のみ

4月の催し ● 4月21日(土) ● チケット好評発売中!

## 開館15周年記念 エルデスプリングジャズ「エディ・ヒギンズカルテット&アニー・セリック」



出演 / エディ・ヒギンズ(ピアノ)他  
アニー・セリック(女性ヴォーカル)

開演 / 19:00(開場18:30)

入場料 / 大人 3,500円 高校生以下 2,500円  
(当日各500円増)【全席自由】

昨年7月にも来館し、大好評だったエディ・ヒギンズ。

彼の来日公演は今回が最後になります。円熟のピアノ演奏をお聴きのがしなく!

チケットのご予約・お申込み・その他お問い合わせはエルデホール  
(TEL23-1655 fax23-1656)まで  
【2月の休館日】1日・8日・12日・15日・22日  
【3月の休館日】1日・8日・15日・22日・23日・29日  
E-mail erude@town.fukusaki.hyogo.jp  
http://www.erude.town.fukusaki.hyogo.jp/

## 介護保険運営協議会委員を募集します!

福崎町では、医療・保健・福祉関係者や介護保険被保険者の代表者を委員とする介護保険運営協議会を設置し、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の進捗状況、介護サービスの評価などを行うことにより、事業の円滑な推進を図ることにしています。

介護保険運営協議会委員は、医療関係者、町議会代表者、保健福祉関係者、被保険者代表者及び行政機関職員によって構成されています。

介護保険に関する意見や提言を幅広く反映させるため、被保険者代表のうち1名の委員を募集します。

### 応募資格

・町内在住の介護保険被保険者(昭和42年3月2日以前に生まれた方)

・平日の昼間に開催する会議に出席できる方

・介護保険事業関係者以外の方

募集人数 1名

任期 平成19年3月1日~平成22年2月28日

応募方法 住所、氏名、生年月日、性別、職業、主な経歴、電話番号を記載した申込書(書式自由)及び応募動機と「介護保険制度についての意見」を800字以内のレポート(書式自由)にまとめ、持参、郵送、FAX、eメールにより提出してください。

応募締切 2月20日(火)

応募先 健康福祉課介護保険係

☎22・0560(内線353)

FAX22・5980

e-mail fukushi@town.fukusaki.hyogo.jp

その他

・協議会は年間2~3回程度開催の予定です。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

・応募者多数の場合は選考とさせていただきます。

行事予定(2月17日～3月7日)

日時	内容	場所
2月17日(土) 11:00～11:30	おはなし会 (対象:4歳ぐらい～小学生)	おはなしのへや
2月21日(水) 13:00～14:30	絵本の読み聞かせ入門講座(第3回)	メディアルーム
2月24日(土) 14:00～14:30	映画会「はだかの王様」他 (対象:幼児～小学生)	
3月3日(土) 14:00～14:30	おたのしみ会 (対象:幼児～小学生)	
3月7日(水) 11:00～11:30	えほんのじかん (対象:0歳～。大人の方もどうぞ)	おはなしのへや

**お花の写真展**  
**2月中旬～3月中旬**  
**エントランスギャラリー**



毎日玄関で四季折々の花々が、利用者を和ませ、迎えてくれています。今年も、ボランティアの水谷さんご夫妻の写真展を開きます。

図書館で出前講座を開きます

第20回講座

日時 2月17日(土) 14:00～  
 講師 総務課 職員  
 内容 「選挙制度」

今年は、兵庫県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、町長選挙と、3つの選挙が行われる予定です。この機会に選挙制度について、いっしょに勉強してみませんか。

第21回講座は、3月10日(土) 14:00～岡本教育長による「みんなで考えよう 人権と青少年問題」です。

**新 着 図 書**

八千種研修センター 図書室

☎22-1564

一般書8冊 児童書3冊

「あなたに逢えてよかった」 新堂 冬樹  
 「ほたる」 北原亜以子

**平成19年度福崎町競争入札等参加資格審査申請について(追加分)**

福崎町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント等業務または物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は、あらかじめ競争入札等参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿(以下「名簿」という。)に登録されることが必要です。

平成18・19年度分の当初申請をしている方は、今回の申請を行う必要はありません。

1. 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする方は

「平成18・19年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)」に基づき申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場2階企画財政課または福崎町ホームページで入手できます。

福崎町ホームページアドレス

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

2. 物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は

「平成18・19年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(物品製造等)」に基づき、申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場1階出納室または福崎町ホームページで入手できます。

3. 受付期間

3月1日～3月30日(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時)

郵送による受付は、上記期間内必着のものに限ります。期間外の受付は一切しません。

4. 登録の有効期間

平成19年7月1日～平成20年6月30日の1年間

5. 提出場所

福崎町役場 企画財政課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

TEL 0790-22-0560(内線231・232) FAX 0790-23-0687

6. 問い合わせ先

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務については  
 福崎町役場 企画財政課

(2) 物品製造等については  
 福崎町役場 出納室

TEL 0790-22-0560(内線302) FAX 0790-22-2919

7. 一般共同企業体の受付について

平成19年度の一般共同企業体(年間を通じて有効な共同企業体)の結成を希望する方で、福崎町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の結成基準を満たす方(中播磨管内に本店を有する建設業者で3者以内で構成し、うち1者以上は福崎町内に本店を有する建設業者である共同企業体に限る)は、兵庫県要領に準じて作成した申請書を提出してください。受付期間は5月14日から5月25日まで(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時)です。

## 農地を売買・貸借等したい場合は？

農地を農地のまま利用する目的で、農地を売買したり、贈与を受けたり、貸し借り等をする場合には、農地法第3条の許可が必要です。（相続によって権利を取得する場合、農業経営基盤強化促進法によって権利を取得する場合、国・都道府県が権利取得する場合等は許可は不要です）

これは、資産保有目的や投機目的等の対象として農業者以外の者の取得を規制するとともに、農地を効率よく利用できる人に委ねることをねらいとしています。

住所のある市町村の区域内にある農地等の権利取得は、市町村農業委員会会長の許可になります。

住所のある市町村の区域外にある農地等の権利取得は、県知事許可になります。

また、法人の農地等の権利取得については、農業生産法人・農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人を除き、原則県知事許可となります。

なお、許可の主な基準は以下のとおりです。このいずれかに該当する場合、許可されません。

申請地が小作地になっている場合

（ただし、所有権の取得につき、小作人が同意しているか、または譲受人がその農地の小作人の場合）  
すべてを耕作しない場合

申請人またその世帯員が、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

下限面積に達しない場合

（福崎町では申請地取得後の経営面積が30aに満たない場合）

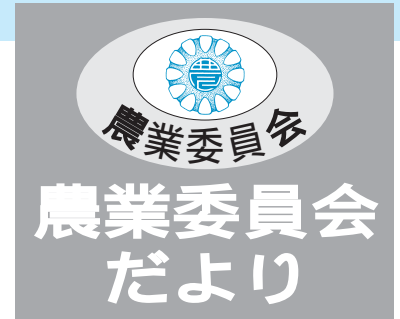
農業経営の状況、住所から申請地までの距離等の観点からみて、農地を効率的に耕作すると認められない場合

（原則15km以下、集積されている農地の場合30km以下の通作距離であること）

農地法の許可を得ないで行った農地の売買・贈与等の契約は無効で、法務局で登記の変更等はできません。また、貸借の契約が当事者間で成立しても、いわゆる「ヤミ小作」となり、農地法上の保護は受けられません。

詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（産業課内）（内線392）



## 文化センターからのお知らせ

### 平成19年度福崎町老人大学講座 (神崎学園・福寿学園)入学案内

みだしの講座を下記のとおり募集します。町外の方については受講料をご負担いただくことになります。

専門講座 園芸・書道漢字・書道かな・手芸・舞踊・陶芸・史学・IT

神崎学園 満60歳以上

福寿学園 満62歳以上（平成19年3月神崎学園修了者）

受講料 福崎町の方・・・無料

町外の方・・・2,000円（年間）

申込願書受付 入学願書を2月22日(木)～3月11日(日)の間に、文化センターへ提

出してください。詳しくは、2月中旬の町内回覧でお知らせします。

問い合わせ先 文化センター（☎22-3755）

### 行事予定（2/21～3/20）

神崎学園

日時：2月22日(木)10:00～12:00 専門講座

老人大学一般教養講座（公開講座）

日時：2月22日(木)13:20～15:00

演題：まちの景観

講師：環境デザイナー 足立裕美子さん

\*上記公開講座は、一般の方も参加できます。

## 子育て相談

開設日 火～金（祝日は除く）  
時間 午前9時～午後3時  
場所 文化センター2階  
電話 22-7830



Eメール kosodate@town.fukusaki.hyogo.jp  
毎月第3火曜日は個別相談の日です。

育児やしつけのことなどひとりで悩まず、気軽にご相談ください。  
子育て学習センターへのお越しもお待ちしています。



No.146

秘密は守ります。

両親教育インストラクター

## 友だちと仲良く遊べるまで

子どもが健やかに成長するために、たくさんの子どもと遊ばせたいと願うのは親心です。しかし、子ども同士遊ぶ中で、おもちゃを取ったり取られたり、子ども同士のイザコザはお母さんの悩みの種。どうしてそんなけんかばかりするの？ どうして仲良く遊べないの？ 違うんです。「けんか」というのは大人の見方であって、子どもにはこれも遊びのひとつ、成長の過程のひとつです。たたかれて痛かったり、泣いたり、仲直りしたり、たくさん経験を重ねて相手の気持ちを理解、けんかはいやなこと悲しいこと等々心の成長をしながら、やさしい心が育っていきます。だから、けんかになりそうだからあわてて引き離したり、割り込んだりしないで、しっかりと見ていて、よほどの危険がありそうときは飛んでいって子どもをしつかり抱いて、いけないことは「いけない」と言い聞かせましょう。

子ども同士遊んでいて、遊びのめもごと、けんかなどが起きたとき、いつしよにいる大人同士の合意が大切ではないかと思えます。「おたがいさまです」と気持ちよく言い合える仲間であると良いですね。

1歳・2歳は「自分」が中心です。3歳をすぎると「友だち」を意識して、ゆずったりゆずられたりのはじまりですが、まだまだ子ども同士の関係はスムーズにはいきません。友だちと仲良く遊んでいたのに、いつの間にかおもちゃの取り合いや言い争いになったりして、いろいろトラブルが起きます。それでも一人でいるより、友だちといっしょの方が楽しいことを知っています。こうした経験を通して、自分とは違う他の子どもに遊ぶ力に気づき、いつしよに遊ぶ力を身につけていきます。

子どもがお母さんやお父さんを泣いて求めてくるときは、やさしく抱いて「だいじょうぶよ」となだめてあげましょう。「いつでも安心」「ここなら安心」の場があるからこそ、子どもはまた外の世界に飛び出していけるのです。

## 見学バス参加者募集

### 大英博物館 ミイラと古代エジプト展

世界有数のエジプトコレクションを誇る大英博物館が、最先端のコンピューター技術を駆使して作成した映像資料と、ミイラとその副葬品などの実物資料125点が展示されます。

見学会場 神戸市立博物館

月 日 3月20日(火)

募集人数 33名

会 費 2,100円

申込方法 郵便番号・住所・氏名・電話番号、乗車場所(文化センターか福崎町役場のどちらか)を書いて、ハガキ・FAXでお申し込みください。電話でも受け付けます。応募者多数の場合は、抽選を行います。結果は折り返し、ハガキでお知らせします。

申込先 〒679-2212 福崎町福田176-1  
文化センター事務局宛

☎22-3755・FAX22-2561

申込締切 2月22日(木)【必着】



### クリスマス会の準備

子どものために一生けん命なお母さん。私も手伝う！と言ってお母さんといっしょに作るはばタンの帽子。  
るるんグループ活動(2～3歳)から

## 特別指定区域（地縁者の住宅区域）が指定されました

福崎町の特別指定区域（地縁者の住宅区域）が、平成19年1月9日に兵庫県の指定告示を受けました。この指定告示の日から、地縁者の住宅区域を許可要件とした建築許可申請を受け付けています。

### 特別指定区域とは？

特別指定区域とは、町が地域住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、町からの申出により県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していくものです。

福崎町では平成17年度から市街化調整区域にある自治会ごとに説明会を実施するなど、住民や自治会の意見をお聞きしながら町土地利用基本計画をとりまとめ、平成18年に県知事へ「地縁者住宅区域」の指定の申出をしました。

### 地縁者の住宅区域とは？

兵庫県が都市計画法施行条例で定めている9つの特別指定区域のメニューの1つで、「地縁者の住宅区域」という名称のとおり、地縁者であれば、新たに土地を取得して戸建住宅が建築できます。

- ・地縁者とは：建築予定地のある自治会周辺に10年以上居住したことの人のことをいいます。
- ・自治会周辺とは：建築予定地のある自治会の大字の区域及び隣接する大字の区域の市街化調整区域内をいいます。
- ・10年以上居住するとは：自治会周辺に住民票を置いている、または置いて居住していた期間をいいます。
- ・戸建住宅とは：申請者本人が、婚姻等によって別世帯を構成する場合等に、新たに必要となる戸建住宅をいいます。建築できる戸建住宅には、規模の制限があります。
- ・戸建住宅の規模の制限：敷地面積が200㎡以上、500㎡以下であること。建物の延べ面積が280㎡以下であること。

制度の内容、申請の方法等については、役場まちづくり課にお問い合わせください。

### 地縁者の住宅区域の範囲は？

福崎町内の市街化調整区域にある27の自治会において、地縁者の住宅区域の指定を受けています。地縁者の住宅区域は住宅の敷地相互間の距離が50m以内で建ち並ぶ、おおむね1ha以上の区域に設定しています。

#### 《地縁者の住宅区域指定集落》

- |          |           |           |          |           |
|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1. 長目地区  | 2. 中島地区   | 3. 西光寺地区  | 4. 八反田地区 | 5. 吉田地区   |
| 6. 西野地区  | 7. 井ノ口地区  | 8. 北野地区   | 9. 大門地区  | 10. 加治谷地区 |
| 11. 亀坪地区 | 12. 南大貫地区 | 13. 東大貫地区 | 14. 余田地区 | 15. 小倉地区  |
| 16. 庄地区  | 17. 鍛冶屋地区 | 18. 馬田地区  | 19. 山崎地区 | 20. 福田地区  |
| 21. 板坂地区 | 22. 桜地区   | 23. 長野地区  | 24. 神谷地区 | 25. 西谷地区  |
| 26. 西治地区 | 27. 高橋地区  |           |          |           |

具体的な区域の範囲は、役場まちづくり課で確認してください。

町のホームページでもお知らせしています。

(まちづくり課・内線335)

老人保健からのお願い  
医療費を有効に  
使いましょう

福崎町では、一人当たりの受診件数および一人当たりの医療費が増加傾向にあります。主な理由として、重複受診や時間外診療など、お医者さんへのかかり方による増加、生活習慣病などの完治に時間がかかる慢性疾患の増加、医療技術の進歩による治療費の高額化などがあります。

医療費が増え、自己負担額が高くなったり、保険税の値上げを招くことになったりします。

医療費を有効に使うために  
できること

重複受診を避ける。  
かかりつけ医を持つ。  
できるだけ診療時間内  
にお医者さんにかかる。  
健康診断を受ける。  
適度な運動をする。  
みなさんの大切な医療  
費を有効に使うために、  
日頃から上手な受診と健  
康づくりを心がけましょ  
う。

(健康福祉課)

平成18年度中の追納額  
(追納加算額は毎年度変更)

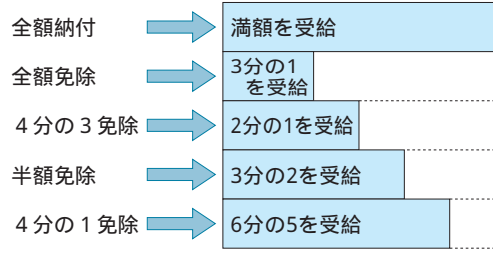
追納する期間	追納月額	
	全額保険料	半額保険料
平成8年度 (10年を経過していない分に限る)	16,480円	
平成9年度	16,260円	
平成10年度	16,010円	
平成11年度	15,400円	
平成12年度	14,800円	
平成13年度	14,230円	
平成14年度	13,690円	6,840円
平成15年度	13,490円	6,740円
平成16年度	13,300円	6,650円
平成17年度	13,580円	6,790円

免除を受けた期間や学生納付特例及び若年者納付猶予を受けていた期間は、保険料を全額納付したときに比べると、将来の老齢基礎年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができますので、将来の年金額の増額にむけて、追納制度をご利用ください。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納すれば当時納めていたの

免除期間・学生納付特例・若年者納付猶予期間のある方へ  
**国民年金保険料の追納ができます**

追納がない場合の老後の老齢基礎年金額



上記は国庫負担が3分の1の場合の割合です。

と同じ扱いになり、老後の年金を満額に近づけることができます。

電話での年金相談やお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!

年金請求などの相談

0570・05・1165

年金を受けている方の相談

0570・07・1165

受付時間は、いずれも午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜日・祝日は除きます。)

「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。

通話料は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

電話機の設定、ひかり電話などのIP電話及びPHSなど、電話機によってはご利用になれません。お手数ですが、他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。



“こころ豊かなふくさき”を願って



福崎町ココロンクラブ  
平成19年度会員募集!!

福崎町ココロンクラブは福崎町の地域づくり、活力ある環境づくりを、ボランティアの立場で実行しているグループです。

草花の情報交換などを楽しみながら、町道の街路樹下の維持管理を毎月第4土曜日(冬季を除く)に年間8回行っています。作業後の花に関する講習や内部研修、外部研修を行い、皆さんの知識を身につけていきます。

みなさんの参加がこころ豊かな地域づくりへのきっかけになればと思います。ぜひご参加ください。



場所 役場裏に集合後移動  
時間 9時~12時  
(講習時間を含む)

\*お申し込みは、3月31日までに文化センターへ。

“広げよう”  
ボランティアの輪

今月のボランティア活動予定(2/20~3/19)をお知らせします。ぜひご参加ください。

福崎町ココロンクラブ  
3月3日(土) 9時~  
役場裏集合  
街路樹下の手入れ  
みどりのグループ

3月8日(木) 9時~  
七種川沿い新町花壇  
3月15日(木) 9時~  
JA八千種前花壇

問い合わせ先  
文化センター  
☎22・3755  
(コミュニケーション推進専門員)

